

# LPガスをお使いの皆様へ

国際情勢を背景とした資源、エネルギー価格の高騰により国内の物価上昇が続いています。

県内の4割を超えるご家庭でご利用いただいているLPガス料金も輸入価格や配送コストの上昇による影響を受けていることから、滋賀県では、「**令和6年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援事業**」により、**県民の皆様の負担軽減策としてご家庭や飲食店等の業務用にLPガスをお使いのお客様のLPガス料金を1メーターあたり800円プラス消費税相当額を上限として1か月値引きを行う**

こととなりました。



## 対象となるお客様

滋賀県のご家庭および飲食店などの業務用としてLPガスをお使いのお客様。

※質量販売、国および地方公共団体、工業・農業用など高圧ガス保安法上の消費者は対象外となります。



個別供給のお客様



集団供給のお客様



コミュニティーガス団地のお客様

## 料金値引き額と方法

対象となる期間中、ご契約件数1件につき、ガス料金の請求額から1か月あたり800円と消費税額の80円の計、880円を上限として差し引いた料金の請求となります。

※ご請求額が880円未満のお客様は、値引き額は、請求額となります。

※値引き額は、検針票、請求書に記載する場合と口座引き落としや集金などのお支払い時に値引き後の価格で対応させていただく場合があります。詳しくはお取引先のガス販売店にお問合せください。

## 対象期間

2024年7月（検針分）が対象となります。

うら面もご覧ください

**ご注意**

## お客様からの申請手続きは不要です。

LPガス販売事業者が対象期間のガス料金から値引きを行いますので、国、県、市町や（一社）滋賀県LPガス協会からお客様への口座に値引き額が振り込まれることはありません。

LPガス販売事業者以外からの補助金の交付を装った連絡にはご注意ください。



ご不明な点がございましたら、お取引されているLPガス販売店、または、（一社）滋賀県LPガス協会までお問合せください。

お問合せ先

環境にやさしいLPガスで安心ライフ

**LPガス**  
人と地球にスマイルを

（一社）滋賀県LPガス協会

〒520-0807

大津市松本一丁目2-20 TEL (077) 523-2892(代)

(滋賀県農業教育情報センター内) FAX (077) 523-2884